

事 務 連 絡

2020年（令和2年）4月21日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて（その1）

新型コロナウイルス感染症の国内における状況により、居宅介護支援に係る「モニタリング」「サービス担当者会議」等における、いわゆる「居宅訪問」「対面」について、多くの質問をいただいています。

このことについては、国から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1～9報）」が発出され、広島県からも「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下「広島県事務連絡」という。）が示され、一定の柔軟な取扱いが示されているところです。

このことの本市における具体的な取扱方針について次のとおりお示ししますので、適切に御対応いただきますようお願いします。

なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

また、利用者の居宅を訪問等する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症にかかる当該時点の最新情報を国通知等によりしっかり確認し、「マスク着用を含む咳エチケット」「3つの密を避ける」「適切な社会的距離の維持」等に十分配慮したうえで対応いただきますようお願いいたします。

#### 1 モニタリング

広島県事務連絡で示された臨時的取扱いに係る、福山市における具体的な取扱いは次のとおりです。

居宅介護支援事業所において、事業所として一律に全利用者について「居宅訪問及び面談によるモニタリングをしない」といった運用としていただくことは控えてください。

国による緊急事態宣言が全国に拡大され、また広島県知事からは外出自粛が示されている状況の下で、居宅で孤立している利用者がある可能性も十分にご配慮いただきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症に係る、利用者個々の状況を総合的に勘案し、居宅訪問及び面談の要否を判断してください。

また、居宅訪問及び面談が困難で、その他の方法によりモニタリングを行った場合、通常のモニタリングの記録に加えて、「居宅訪問及び面談できない理由」「代替とした情報入手方

法」を支援経過等に適切に記録してください。

〈利用者の個々の状況の例〉

- ・利用者が発熱している，風邪のような症状がある
- ・利用者が感染を恐れて居宅訪問（対面）を拒否している
- ・利用者の居宅（住宅等）において面会制限が行われており，対面が難しい
- ・居宅訪問及び面談によらなくても，本人との電話連絡やサービス提供事業所との連携等により状況を十分に把握できている

〈居宅訪問及び面談によらない方法の例〉

- ・電話等により聴き取る
- ・家族やサービス提供事業所から情報把握する
- ・居宅訪問できない場合は出先や別の場所に対応する

## 2 サービス担当者会議

広島県事務連絡で示された臨時的取扱いに係る，福山市における具体的取扱いは次のとおりです。

### 開催について

居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められない限り，あらかじめサービス担当者会議を開催しないとするは適切ではありません。

### 開催方法について

基準上，「やむを得ない理由がある場合については，担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする」とされており，現状，これに変更はなく，利用者，家族，サービス提供事業者の担当者等それぞれが，新型コロナウイルス感染症の感染予防を含む様々な事情により参加が難しい場合は，照会等により対応してください。

〈やむを得ない理由の例〉

- ・利用者・家族が「個々の事情」により参加できない
- ・事業者が感染予防その他の事情で参加できない

## 3 その他

サービス利用票については，面談による方法でなくても，翌月の利用開始までに，同意を得られていれば差し支えありません。「電話等で懇切丁寧に説明したうえで，利用票を郵送し押印いただく」等，適切に対応してください。